

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第14号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市大和スポーツ広場の項の次に次のように加える。

鳥取市幸町スケートボード場	鳥取市幸町
---------------	-------

別表第4項中「前各項に掲げる広場を除く広場」の次に「（鳥取市幸町スケートボード場を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。